

東京都障害者スポーツ振興事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、障害者がスポーツを通じて、体力づくり及び仲間づくりを自主的に行うことにより、社会参加を推進し、健康で生きがいのある生活を営めるよう、障害者スポーツ団体の活動を助成し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体等

この事業の実施主体は、東京都とし、その実施業務は公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）に委託するものとする。

3. 事業の内容

この事業の対象となる事業は、4に掲げる団体が行うスポーツを目的とした、日常の練習及び研修会等の事業とし、その助成の内容は指導員、講師及び補助員の派遣並びに会場借上げとする。また、助成基準は別表の基準表によるものとする。

4. 対象団体

この事業の対象となる団体は、東京都における障害者スポーツ振興活動を主たる事業としている団体（以下「団体」という。）で下記の（1）又は（2）の要件のいずれかを満たす団体とする。

（1）クラブを単位とした団体

- ア. 原則として都内に居住している者で構成され、構成員のうち障害者が15名以上であること。（同時に2以上の団体に所属する者については、いずれか一つの団体の構成員として計上すること。）
- イ. 月1回以上のスポーツ活動を行っていること。
- ウ. 単一の職場（学校、施設）に所属している者のみで構成されていないこと。
- エ. 単一の区市町村に居住している者のみで構成されていないこと。

（2）障害者スポーツの振興等を目的とし、定期的に研修会などの活動を行っている50名以上の指導者の団体。

5. 助成期間

この事業は、障害者スポーツの振興を目的とするために、新規の団体を優先して予算の範囲内で助成することとし、助成期間は原則として5年とする。ただし、6年目以降の団体についても、助成の必要があると認められる場合は当該年度の予算を超えない範囲内で助成限度額を決定できるものとする。

6. 手続き

この事業による助成を受けようとする団体は、毎年度の始めに協会の定めるところにより団体の登録を行い、事業計画等の手続きを行うものとする。

7. 適用期日

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

別 表

東京都障害者スポーツ振興事業助成基準表

助成限度額 100,000円

日常活動費

- 指導員 (1人1回につき5,000円以内)
補助員 (1人1回につき3,000円以内)
会場使用料 (1日につき3,000円以内)

研修会開催

- 講師 (1人1日につき20,000円以内)
補助員 (1人1日につき5,000円以内)
会場使用料 (1日につき3,000円以内)

事務費 (事務用品費・通信費など)

(年度で10,000円)

* 食費は対象経費に含まれません。